



No.38  
特定非営利活動法人(NPO法人)  
建築ネットワークセンター  
〒169-0073 東京都新宿区百人町1-20-3 渡辺ビル505  
TEL 03-5386-0608 FAX 03-5386-1065

<http://www.kenchikunet.org> E-mail:kenchiku@d2.dion.ne.jp

## だれもが人間らしく生きるために

### 高齢化、貧困化で「住み続けられる権利」を考える講演会を開催

「老人漂流社会」「脱法ハウス」「都内に広がる空家」など、高齢化、貧困化が広がる中、「住まいの問題」「住み続けられる」問題が社会問題となっています。

10月26日の講演会は東京都生協連会館で、井上英夫金沢大学名誉教授を講師に、この間、国内外の災害地や貧困で餓死、介護施設の火災現場での調査を憲法に照らして問題を明らかにしました。この講演会は、NPO法人建築ネット、東京都生協連医療部会、日本高齢期運動サポートセンター、住まい連の共催と新宿区の後援を得て台風がくるなか、85名が参加しました。

講演の前には「現場からの報告」として、ケアマネージャーの石垣香織さん(東京西部保健生協)から、介護現場と行き場の無い高齢者の実態、神部紅さん(首都圏青年ユニオン)から、ブラック企業で働く若者、派遣切りで住まいをなくす若者の実態が報告されました。井上氏は、「だれもが人間らしく生きる」には、憲法9条、13条、22条、25条、27条で人権が保障されている。「住み続けられる権利」とは、「衣・食・住」も必要だが「医・職・住・文化・コミ

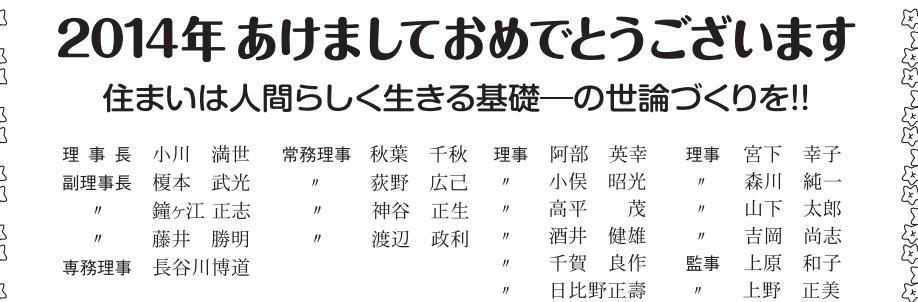


ニティ」をつくりあげていくことが必要と強調しました。今、東日本大震災と原発事故で被災地の人々の中では「頑張ろう日本」の呼びかけに、「これ以上どう頑張ればいいのか。もう、ふざけんじゃねーど」と看板に書いて訴えている。社会保障制度改革で「自助、共助、公助」「個人の頑張り」が強調されているが、「公助」を厚く「憲法を暮らしに生かす社会を」、そのためには私たち自身が憲法12条「この憲法が国民に保障する……国民の不断の努力によって保持しなければならない……」ことが重要と結びました。

参加者からは、「『人権』の深い意味が理解できた」「一人一人が大切にされる日本をつくりたい」「講演会が住まいを考える上で大変参考になった」など感想が多数寄せられました。

## 2014年あけましておめでとうございます

### 住まいは人間らしく生きる基礎—の世論づくりを!!



理事長 小川 満世	常務理事 秋葉 千秋	理事 阿部 英幸	理事 宮下 幸子
副理事長 榎本 武光	" 萩野 広己	" 小俣 昭光	" 森川 純一
" 鐘ヶ江 正志	" 神谷 正生	" 高平 茂	" 山下 太郎
" 藤井 勝明	" 渡辺 政利	" 酒井 健雄	" 吉岡 尚志
専務理事 長谷川博道	" 千賀 良作	" 監事 上原 和子	" 上野 正美
	" 日比野正壽	"	

## 脱法ハウス」問題に関する声明

建築ネットワークセンターは、「住まいは人権」の世論づくりのため、いま社会問題となっている「脱法ハウス」問題で、10月21日、以下の声明を発表しました。

### はじめに

(略) 近時の「脱法ハウス」問題につき、問題の所在の正確な認識と適切な対策が講じられるために建築ネットワークセンターとして、自らの活動理念・活動の経験を踏まえ、ここに声明を発表する次第である。

### 1. 住居の確保が困難な人々への救済を 国・自治体の責任で急げ

「事務所」「倉庫」など非居住用途で建設しているながら、居住用途で人を住ませる行為は、建築基準法規定に反する脱法行為である。建築基準法では「事務所」「倉庫」などは居住に適する採光、換気などが求められており、災害時の避難安全規定も不十分で居住には適さない。

現在「脱法ハウス」に居住している人たちの中には、社会生活に追い詰められてやむを得ず入居を選択した人も少なくなく、違法建築物を理由に追い出され、住む場所を奪うことには慎重でなければならない。「脱法ハウス」を解消させることは当然であるが、公的住宅や民間借り上げ住居を支払いに無理のない家賃で提供するなど、入居者の新たな住居を確保した上で行うべきである。

### 2. 実態調査と「居住権」を保障する住宅政策を

(略) 國土交通省は「脱法ハウス」をめぐる実態を広範かつ具体的に調査して、国民の前に明らかにすべきである。また、住居の確保が困難な人の居住実態に関して、諸外国との比較を行い、データを公表すべきである。その上で、「国民の健康で文化的な生活」と「居住権」を保障する住宅政策を実施すべきである。

### 3. 居住空間の質の確保

「脱法ハウス」の存在は、広さ、採光、換気、防火性能、避難時の安全性確保など、住居が持つべき最低限度の条件さえ備えていない劣悪で危険な「住居もどき」があふれていることを明るみにした。「貸しルーム」を建築基準法上の「寄宿

舎」として規制した場合でも、その規制は居住水準に関しては、具体的な定めが不足している。住生活基本計画では、民間住居を誘導する「誘導居住面積水準(都市型)」では、就寝室の床面積を単身用で8.1m<sup>2</sup>+収納2.7m<sup>2</sup>、合計10.8m<sup>2</sup>としている。最低基準としてこの水準を確保すべく法的措置をとるべきである。また、交流室、調理、便所、浴室、洗濯など共用スペースも、収容人数にふさわしいスペース確保も法的措置をとるべきである。

現行建築基準法では床面積100m<sup>2</sup>以下の「用途変更」に関しては「確認」手続きから除外しており、100m<sup>2</sup>以下の部分を「寄宿舎」に用途変更する場合にも、行政手続きの網の目から漏れることとなる。このことが、劣悪な100m<sup>2</sup>以下の「住居もどき」をはびこらせることとなつてはならない。そのためにも、規模に左右されない「居住面積水準の基準」を法制化すべきである。

### 4. マンション居住者・管理組合に 行政責任を負わせてはならない

(略)

### 5. 住まいはすべての国民の権利、 国・地方自治体は住まいを確保する責任を果たせ

(略) 住居の確保が困難な状態に置かれる人たちの救済、特に、その根源である「居住権」など基礎的な人権を保障する社会構造の構築が急務である。国・自治体は「住居の確保が困難な人々」の救済対策に全力をあげるとともに、さしあたって、こうした人々への住宅供給が公的施策として行われなくてはならない。それには、便利な場所への公営住宅の大規模供給のほか、増えている空き家や空きマンションを活用した改修・改装などに対して、補助金や、低利の融資で支援することなど全制度を活用して、住まいの確保に全力をあげることを求めるものである。

※「声明全文」は、建築ネットホームページを参照してください。

### 9/23 「社会貢献と居住権確立をミッションする ~24 NPOの確立」をテーマに一泊研修会を開催

9月23日、24日、建築ネットワークセンターでは初めて観光バスを借り切り、榎本武光副理事長を講師に「NPO活動のそもそも論」の勉強と南房総の観光に24名が参加しました。



### 建築ネット・脱法ハウスについて

#### ● 交流会のご案内 ●

建築ネットは昨年、脱法ハウス問題の声明を発表しました。この問題の改善と解決にあたり下記の日時で交流会を開催します。ぜひご参加下さい。

#### とき：2015年1月18日(土)

午後1時30分開場、開会午後2時、終了予定午後4時

#### ところ：大久保地域センター

住所・新宿区大久保2-12-7  
交通機関・JR新大久保駅8分、大久保駅13分

参加費無料、どなたでも参加できます。